



岡本眞利子 議員  
(政清会)

**問**

昭和26年、今から67年前に公営住宅法が施行されている。その後、何度も改正されているが、現在のライフスタイルにマッチしているのか疑問である。市町村においては、多様化する住宅確保要配慮者への対応が課題となるが、入居を希望しても断念しなければならぬケースもある。今後、公営住宅入居要件を緩和することも必要と考え、以下の点について伺う。

- (1) 入居管理について。
- ① 現在の全公営住宅戸数と空き家戸数、政策空き家戸数は。
- ② 平成29年度の応募状況と高倍率の公営住宅は。
- ③ 応募が無かった公営住宅の最長期間は。
- (2) 公営住宅の連帯保証人について一部の住宅に限り連帯保証人を免除する制度を設けることができるか。

**町長** (1) ①今年3月末時点の町内の公営住宅戸数は、町管理分が795戸、北海道管理分が293

問	答
<p><b>公営住宅の募集のあり方と管理状況、入居要件を緩和する考えは</b></p>	<p><b>住宅困窮要件や収入基準など、入居者資格を満たす方でなければ入居できない</b></p>

戸の合計1088戸。空き家戸数は町管理分が61戸、北海道管理分が17戸の合計78戸。政策空き家は町管理分が50戸、北海道管理分では発生していない。②延べ募集戸数62戸に対して44件の応募があり、全体では約0.7倍の応募倍率となっている。また、高倍率となった住宅は、札内泉町団地で、1戸が6倍の倍率となった。③公営住宅の入居募集は、奇数月に行う定期募集と、定期募集で2回連続して応募が無かった住宅をいつでも入居できるとした随時募集の二つの方法により行っている。平成29年度の定期募集では6か月、随時募集では4年10か月となっている。

(2) 入居を希望する方の中には親戚や知人、友人などの身寄りも、知り合いもいない方が現にいる。こうした入居者は、連帯保証人がどうしても見つからない場合には、申立書の提出を受けて連帯保証人の連署を要しないとする取扱いを行っている。

**再質問** 公営住宅に応募がない、空き状況が4年10か月ということをどのように捉え、今後の方策として、入居要件の緩和や入居者の負担軽減を図るべきではないか。

札内を希望される方が多く、浴室設備などが無い住宅は敬遠される。民間であれば、家賃を引き下げるといってもできるが、公営住宅は家賃算定にも法律上の制約がある。入居要件緩和では、緩和することによって、本当に住宅困窮した方の入居機会が奪われてしまうということも考えられ、同居親族要件は引き続き継続して設けていく。設備の充実などについては、今後検討したい。

問	答
<p><b>若者世帯、子育て世帯への支援の拡充を</b></p>	<p><b>「結婚新生活支援事業」を実施したい</b></p>

**問** 政府は「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、結婚支援や子育て環境の充実を推

進し、自治体の取組を支援する「地域少子化対策重点推進交付金」を平成29年度から倍増するなど、総合的な対策に取り組んでいる。若い人たちの結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、新生活を始めする新居の購入費や家賃、引っ越し費用の一部を支援する「結婚新生活支援事業」を本町でも実施すべきと考えますが、見解を伺う。

**町長** 平成30年度の国の事業は、夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下、世帯所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯を対象に、1世帯当たり30万円を補助上限額とし、その2分の1を国が自治体に補助している。道内では、音更町を含む19市町村で取り組まれており、さらなる少子化対策や人口減少対策の一つとして、本町でも実施したい。

